

世界法学会 2025 年度研究大会報告者公募のお知らせ

2024 年 9 月 8 日 世界法学会企画委員会

本学会は、2025 年 5 月 24 日（土）に早稲田大学において研究大会を開催します。

企画委員会は、2024 年からの 3 年間の研究大会について、「世界の持続可能性を支えるグローバルな規範の実現」という中期コンセプトを定めました。その上で、2025 年度の研究大会の年次テーマは、「国際法における環境法的思考の可能性——持続可能性を統合するグローバルな法システムの課題」と設定しています。それらの趣旨については、末尾の資料をご参照ください。

この研究大会への報告者の一部を下記の要領で公募します。公募報告は全体会合において実施される予定です。若手の研究者や実務家をはじめ、多くの会員の方々の応募をお待ちしています。

◇ 記 ◇

1. 公募内容

公募報告者数は若干名。報告テーマは、上記の 2025 年度の年次テーマあるいは中期コンセプトにかかわるものであれば、特段の制約はありません。報告時間は 1 人 25 分で、報告後、質疑応答を行います。英語での報告を希望される場合は、ご相談ください。

2. 応募資格

2025 年度研究大会開催時に本学会の会員になっていること。本学会への入会手続については、本学会ホームページ(<https://www.jawl.jp/application.html>)をご覧ください。

3. 応募手続

次の①～⑦を記載したファイルを、2024 年 12 月末日までに、メールで本学会事務局宛 (info@jawl.jp) に送付してください。期日を過ぎた応募は、一切受け付けません。

- ①氏名
- ②所属・地位
- ③連絡先（メールアドレス、電話番号、住所）
- ④略歴・主要業績リスト
- ⑤報告テーマ
- ⑥報告の構成（目次など）
- ⑦報告概要（2,000 字以内）

4. 審査結果の通知

企画委員会で審査を行い、2025 年 1 月末日までに応募者に結果を通知します。

資料

1. 中期コンセプト

「世界の持続可能性を支えるグローバルな規範の実現」

【趣旨】

気候変動の制御・人権の保障・国際経済活動の自由化など、グローバルな課題への法的な取り組みを中心に各年次研究大会のテーマ設定を行う。とくに、国際社会全体の持続可能性を支える一般的な価値や規範原理を実現するための、グローバルなシステムに着目したい。

2. 2025 年度大会テーマ

「国際法における環境法的思考の可能性——持続可能性を統合するグローバルな法システムの課題」

【趣旨】

国際環境法学は、持続可能な世界の実現を目指すグローバルな法システムの発展を先導してきた。この研究大会では、その環境法分野において発展してきた法思考・法原理が、他の国際法分野においてどのように影響を与え、各分野の法体系の中いかに統合されうるのかを解明する。

今日、さまざまな分野の国際協力や政策指針において用いられている「持続可能な発展 (Sustainable Development)」とは、もともとは国際環境法において導入された概念である。この概念は、環境と開発に関する世界委員会による 1987 年の報告書（いわゆるブルントラント報告書）において強調され、環境分野における様々な規範文書に採用されることで、広く普及してゆくこととなった。この概念の重要性は、それまで対立するものとして捉えられてきた環境保護と経済発展を一つに結びつけ、経済開発を担う者こそが環境保護にも配慮する責任を負うことを明確に表現したところにある。経済成長を求め、経済活動の活性化や取引の拡大を目指す政策担当者が、非経済的な諸価値にも配慮を行う必要がある、という思考は、環境保護のみならず、人権の保障や資源の適正配分、保健協力など、他の国際協力分野にも応用しうる一般性を持つ。

また、国ごとに様々に異なる経済・開発政策上の課題やコストの負担能力に配慮しなければならぬ国際環境法においては、「共通だが差異ある責任」という新たな法原理や、差異

ある責任に応じた履行を確保するためのさまざまな仕組みが導入されてきた。さらに、科学的な不確実性を伴いつつも、将来における深刻な影響を考慮する必要性が高い環境分野では、予防原則や世代間衡平という考え方が早くから検討されてきた。これらの思考もまた、必ずしも環境法にとどまらない、一般的な意義を持つだろう。

この研究大会では、一方において、環境法を専門とする研究者が、他分野への一般化可能性という視角から先端的な環境法的思考を分析し、他方において、ほかの分野の研究者が、それぞれの専門領域における環境的思考の意義を検討する。人々の生存に関わる諸価値と政府の政治的目標との調和や、各国それぞれの歴史的経験や文化的・経済的諸条件への具体的な配慮の重要性、具体的な基準設定に関するきめ細かな交渉の必要などの環境法学の課題は、広く国際法学一般にも共有されている。したがって、その課題の克服のために発展してきた環境法的思考が、他の国際法分野にとっても意義があることは言うまでもない。しかしながら、気候変動に象徴されるようなグローバルな危機が明白に迫る環境分野において導入された法思考・法原理が、そのまま他の問題に転用できるわけでもない。環境法専門家と、人権・資源・海洋・経済等の他の国際法分野の専門家とが対話を行うことを通じて、それらの法思考が真に有意義に他の法分野にも統合され、国際法において一般化されるための方策を探りたい。

環境分野における法原理・法制度が、他の国際法分野においてどのように統合されてきたか、あるいはどのように統合される可能性があるか、そこにおいていかなる相互作用と相克が見いだされるのか、ということ考察することは、それぞれの分野における目下の法発展を理解するために不可欠の作業である。しかし、その意義はそこにとどまるものではない。人類的な課題に取り組むための法システムを発展させてきた環境法学の思考の応用可能性について深く検討することは、国際社会の一般的な価値を実現しうる持続可能な世界を実現するための法システムの可能性を探るうえでも重要な意味を持つ。